

学校教育法改正に係る国会論議

— 小中一貫教育を行う義務教育学校の創設 —

文教科学委員会調査室 小林 美津江

1. はじめに

小学校及び中学校における9年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を創設する学校教育法等の一部を改正する法律案が、平成27年6月17日、参議院本会議で可決、成立した¹。

これを受け、市町村等は義務教育学校を設置し、9年間の系統性を確保した上で、学年の区切りを「4・3・2」や「5・4」としたり、新教科を創設したり学年を前倒して先取り学習を実施したりするなど、地域の実情等に応じた柔軟なカリキュラムを編成することが可能となる（平成28年4月1日より施行）。

こうした小中一貫教育は、既に一部の自治体で実施されているが²、その態様は、研究開発学校制度³や教育課程特例校制度⁴を活用したもののほか、このような特例措置を受けずに、学習指導要領の許容範囲内で可能な限り教育目標や教育課程を統一し、運営体制や指導体制を一体化して行うものなど様々である。

少子化・人口減少を背景に、児童の生理的成熟の早期化や、「中1ギャップ」⁵への対応等の課題が指摘されており、法改正を機に、政府は、更なる小中一貫教育の取組が進むことを期待している。しかしながら、義務教育学校創設の是非については、法案審議に当たり、教育の機会均等を始めとする様々な観点から論争が繰り広げられた。

なお、今回の学校教育法の改正では、高等学校等の専攻科の修了者が大学に編入できる制度も創設された。下村文部科学大臣は、義務教育学校の創設とあいまって、「学校教育制度の多様化及び弾力化が推進され、一人一人の意欲や能力に応じた教育を受けられる環境をこれまで以上に充実させることができる」⁶としている。

¹ 法案提出の経緯等については、戸田浩史「平成の学制改革の行方—小中一貫教育の制度化を中心として—」『立法と調査』No.360（2015.1）を参照のこと。

² 文部科学省『小中一貫教育等についての実態調査の結果』（平27.2）によれば、平成26年5月1日現在、小中一貫教育に取り組む市町村（特別区を含む、以下同じ。）は211市町村（全市町村の12%）であり、取組の総件数は1,130件（小学校2,284校、中学校1,140校）である。

³ 教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成実施を認め、新しい教育課程、指導方法について研究開発を行うものであり、市町村教育委員会等学校設置者からの申請に基づき文部科学大臣が指定する（学校教育法施行規則第55条の1）。

⁴ 文部科学大臣が、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度（学校教育法施行規則第55条の2）。

⁵ 小学校から中学校への進学の際に、新しい環境での学習や生活に不適應を起こすことを言う。

⁶ 第189回国会衆議院文部科学委員会議録第11号1頁（平27.5.22）

図表 1 義務教育学校の制度設計

位置付け	・小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として規定する
設置者・設置義務	・国公私いずれも設置可能とする ・市町村は、義務教育学校の設置をもって公立小中学校の設置義務の履行にかえることができる ・市町村教育委員会の就学指定の対象校とする
組織・施設	・1人の校長、一つの教職員組織となる ・小学校及び中学校に相当する施設（校舎）の一体、分離を問わず設置可能とする
修業年限・教育課程	・修業年限は9年とし、6年の前期課程と3年の後期課程に区分する ・小中学校の学習指導要領を準用する ・一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を認める
教職員	・小学校と中学校の免許状の併有を原則とする（当面は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導を可能としつつ、免許状の併有を促進する） ・市町村立の義務教育学校の教職員給与は国庫負担の対象とする
施設整備	・施設費国庫負担・補助の対象とする（小中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の2分の1を負担等）

（注）就学指定、教育課程の特例等については、政省令で規定する予定

（出所）文部科学省資料を基に筆者作成

2. 法律の概要

（1）義務教育学校の創設

現行制度下での小中一貫教育の態様は、教育課程、学年区切り、マネジメント体制、施設の在り方等様々であるが、小中一貫教育に取り組んでいる自治体からは、「小学校、中学校それぞれに校長や教職員組織が存在し、小中一貫した取り組みを行う場合、意思決定や意思統一に時間がかかる」「組織が一体でないことから、人事異動などで人がかわると取り組みが定着しにくい」等の課題が指摘され、小中一貫教育を行う学校を制度化する要望が寄せられてきた⁷。

改正学校教育法第1条に「新たな学校の種類」として規定される義務教育学校は、1人の校長の下、原則として小学校と中学校の免許状を併有した教員が9年間の一貫した教育を行うものであり、同校の制度化により先に述べた運用上の課題の解決が期待される。なお、小学校及び中学校に相当するそれぞれの校舎は一体でも離れていても構わず、また、義務教育学校は、既存の小中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とするとともに、市町村教育委員会による就学指定の対象校とする（図表1参照）。

（2）高等学校等の専攻科修了者の大学への編入学

現行制度においては、大学以外の高等教育機関から、大学の途中年次への編入学が認められているのは、短期大学、高等専門学校又は一定の要件を満たす専修学校専門課程（専門学校）を卒業した者に限られている。

高等学校専攻科については、主に職業に関する資格を取得する場や、高等学校卒業者に更に深い教育の機会を提供する場として活用されている。例えば、専攻科の8割を占める看護分野では、5年一貫教育による看護師養成課程が設けられているものの、高等学校専

⁷ 第189回国会衆議院文部科学委員会議録第11号3～4頁（平27.5.22）等

攻科での学修を大学で単位認定する仕組みはなく、また、大学に編入学することも認められていないため、看護系大学等へ進学し、保健師や助産師の資格取得を目指そうとした場合に、時間的・経済的な負担が生じている⁸。

そこで、高等学校等の専攻科の課程のうち修業年限が2年以上であり、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者は、大学に編入学することができることとする。なお、文部科学大臣が定める基準については、文部科学省によれば、既に大学への編入学が認められている専修学校専門課程と同等の基準とすることが想定されている。また、「編入学を実施する学部や受け入れる年次は、高校専攻科の修業年限に応じて当該大学が決定するもの」⁹であり、法令上、編入学する大学の分野や学年についての制限はない。

3. 主な国会論議

本法律案の審議に当たっては、委員会における対政府質疑に加え、衆議院では文部科学委員会での参考人質疑¹⁰及び視察¹¹が、参議院では本会議趣旨説明質疑及び文教科学委員会での参考人質疑¹²が、それぞれ行われた。主な争点は以下のとおりである。

(1) 義務教育学校の創設

ア 学校統廃合の加速と教育予算の削減

小中一貫教育については、現行制度下においても、各自治体の主体的な取組により全国的な広がりを見せていることから、委員からは、あえて法改正を行う必要はあるのか、先行事例に関する教育学的、心理学的側面からの十分な検証・分析もない中で義務教育学校の制度化は時期尚早ではないか、との疑問が呈された。

さらに、法改正の真の目的は学校統廃合及びそれに伴う教育予算の削減であり、小学校同士又は中学校同士の「横の」統合については地域住民の反対が強いことから、小中一貫教育を行うという名目で、小学校と中学校による「縦の」統合を進め、地域住民の反対をかわそうとしているのではないか、との指摘がなされた¹³。

下村文部科学大臣からは、「義務教育学校の制度化は、全国各地で小中一貫教育の実践

⁸ 高等学校専攻科から上級学校への編入学のニーズについては、専攻科を置く高等学校のうち18.9%が「大いにある」、35.7%が「ややある」と回答している（『高等学校専攻科に関する実態調査』（平成24年度）（文部科学省））。

⁹ 第189回国会衆議院文部科学委員会議録第11号3頁（平27.5.22）

¹⁰ 参考人として、天笠茂千葉大学教育学部教授、國定勇人三条市長、山本由美和光大学現代人間学部心理教育学科教授が招致された（第189回国会衆議院文部科学委員会議録第12号（平27.5.27））。

¹¹ 平成27年5月27日、港区立お台場学園（小中一貫教育校）を視察。同学園の特色は、施設一体型校舎のメリットを生かしつつ、現在の6・3制の教育課程の中で、きめ細かな4・3・2制を採用するなど、教育課程特例校ならではの取組を進めていることである。なお、参議院文教科学委員会においては、法案審議に先立ち、平成27年2月23～24日、新潟県に委員派遣を行い、小中一貫教育に取り組む十日町市立下条小学校及び下条中学校を視察している。

¹² 参考人として、無藤隆白梅学園大学子ども学部教授、藤田英典共栄大学副学長、佐貫浩法政大学キャリアデザイン学部教授が招致された（第189回国会参議院文教科学委員会議録第13号（平27.6.11））。

¹³ 第189回国会参議院本会議録第24号（平27.6.5）、第189回国会衆議院文部科学委員会議録第11号17頁（平27.5.22）等。なお、文部科学省は、本法律案提出に先立ち、58年ぶりに統廃合の基準を見直すとともに、学校の適正配置についての「手引」を公表している。

の成果が蓄積されているとともに、学校現場からも制度化が要請されていたことを踏まえ、設置者が小中一貫教育の実施が教育上有効と判断した場合に円滑かつ効果的に導入できる環境を整備するものであり、学校統廃合の促進を目的とするものではございません¹⁴との答弁がなされた。

その一方で、参考人からは、児童生徒数が漸増傾向であったにもかかわらず18校あった小中学校が統合されて6校の小中一貫校となった品川区の事例¹⁵、文部科学省が法案提出に先立ち58年ぶりに統廃合の基準を見直したこと、小中一貫校導入の経緯の1位が学校統廃合であったという新聞社によるアンケート調査の結果¹⁶等が指摘されたほか¹⁷、委員からも、大規模改修費の抑制を目的に施設一体型小中一貫校を開設・計画しているとされる杉並区の事例等が指摘された¹⁸。

イ 義務教育の複線化と教育の機会均等

義務教育学校が新たな学校種として位置付けられ、小学校及び中学校と併存することから、学校制度が複線化し、ひいては教育の機会均等が阻害されるのではないかと懸念が委員から示された。また、「全国学力テストや特に学校選択制と結び付いたときにエリート校化する懸念はないのか。あるいは、義務教育学校がエリート校化して、選択制になって、そこにそういう人たちが集中していく、こうなると、義務教育、小学校、中学校の段階で学校間序列が付いたり格差ができたりする」¹⁹との指摘もなされた。

これに対し、下村文部科学大臣からは、「市町村立の義務教育学校は、小学校、中学校と同様に就学指定の対象とすることを予定しているため、入学者選抜は行われません。また、学校選択制ではありますが、これもあくまで就学指定の手続の一つとして行われるものであり、特定の学校に入学希望者が集中した場合の調整に当たっては、就学指定の基本的な仕組みを踏まえ、学力による入学者選抜が行われることはないということであり、また、義務教育学校の教育は、小学校、中学校の学習指導要領を準用することとしておりまして、学習指導要領に示された内容項目を網羅して行われることにな」²⁰ることから、懸念には及ばないと答弁がなされている。

しかしながら、義務教育学校においては、独自教科の創設や学習の前倒し等が可能であり（後述）、むしろ、小中一貫教育を通じた学校の努力による学力水準の向上や教育内容の多様化は肯定される。義務教育学校設置に当たっては、失敗が許されないとして、校舎の新設や優秀な教職員の配置、予算の重点化等が行われ、結果として、序列化・エ

¹⁴ 第189回国会参議院本会議録第24号（平27.6.5）

¹⁵ 第189回国会参議院文教科学委員会会議録第13号5頁（平27.6.11）

¹⁶ 当該アンケート調査は平成25年10月14日付の朝日新聞に掲載されたものであり、小中一貫教育に取り組む学校のうち小学校及び中学校が同一敷地にある学校のみを対象としたものであることから、学校統廃合との関係が高い結果が出た可能性がある旨下村文部科学大臣は反論している（第189回国会参議院文教科学委員会会議録第12号20頁（平27.6.9））。

¹⁷ 第189回国会衆議院文教科学委員会会議録第12号5頁（平27.5.27）

¹⁸ 第189回国会参議院文教科学委員会会議録第12号20頁（平27.6.9）

¹⁹ 第189回国会参議院文教科学委員会会議録第12号7～8頁（平27.6.9）

²⁰ 第189回国会参議院文教科学委員会会議録第12号7頁（平27.6.9）

リート校化が進むなど、全国どこに住んでいても等しく教育を受けることができるという基本原則が損なわれるのではないかとの懸念は、払拭されるには至らなかった。

ウ 教育課程の特例

義務教育学校においては、6・3制の原則は維持されるものの、4・3・2制、5・4制といった柔軟な学年区切りの設定が可能となる²¹。あわせて、文部科学大臣の指定を経ることなく設置者の判断により、教育課程の特例が認められることとなるが、その具体的な要件等についてたゞされた。

文部科学省によれば、教育課程の特例の活用については、「学習指導要領に示された内容項目を網羅すること、それから各教科等の系統性、体系性に配慮すること、児童生徒の負担過重にならないようにすることなどを前提としている」²²とのことである。

教育課程の特例を活用する場合には、児童生徒が転出入する際に、学習内容の欠落等が生じないよう配慮する必要があるとの指摘に対しては、「指導要録に当該児童生徒が先取りして学習した事項等について具体的に記載をする、あるいは通常の教育課程との違いを分かりやすく示したものを資料としてあらかじめ備えておく、それから、転出入に際して必要に応じてガイダンスや個別指導を行うことなどが考えられる」²³との答弁がなされた。

それでもなお、委員からは、「地域により、あるいは同一自治体でも学校種別により教育内容に違いが生じる」ことや「英語の早期導入、教育課程の前倒しなど新たな詰め込み教育が危惧される」ことなどを問題視する発言がなされたほか²⁴、学習を前倒しで行っている学校に転入した場合にその教科が嫌いになる可能性についても言及があった²⁵。

エ 教職員の負担軽減

文部科学省の調査²⁶によれば、小中一貫教育の課題として「教職員の負担感・多忙感の解消」「小中の教職員間での打ち合わせ時間の確保」「小中合同の研修時間の確保」が上位に挙げられている。また、審議においては、小中一貫教育の先行事例において、小学校の先生が、自分の授業に加え、中学校に出向いて授業を行わなければならなくなったことから教材研究の時間がなくなった例、校長が小学校長会と中学校長会の双方に出席しなければならず負担が増加している例が示された²⁷。制度導入に伴う教職員の負担

²¹ 義務教育学校では修業年限を9年とし、小学校段階に相当する6年の前期課程と中学校段階に相当する3年の後期課程に区分する。これは、義務教育学校が小中学校の学習指導要領を準用することや、小学校段階の修了後、公立中高一貫校や私立学校等への進学を希望する者がいることなどによる。一方、4・3・2制や5・4制のような学年区切りは、「小中の連続性を意識した指導を行う」ために、各学校が「小学校の段階と中学校の段階の間に便宜的」に設けるものである（第189回国会衆議院文部科学委員会議録第13号（平27.5.29））。

²² 第189回国会参議院文教科学委員会会議録第12号19頁（平27.6.9）

²³ 第189回国会参議院文教科学委員会会議録第12号19頁（平27.6.9）

²⁴ 第189回国会参議院文教科学委員会会議録第14号16頁（平27.6.16）

²⁵ 第189回国会衆議院文部科学委員会議録第13号15頁（平27.5.29）

²⁶ 『小中一貫教育等についての実態調査の結果』（平27.2）（文部科学省）

²⁷ 第189回国会衆議院文部科学委員会議録第13号11～12頁（平27.5.29）等

軽減は重大かつ喫緊の課題であり、委員からは、9年間で適切にマネジメントすることができるとの配置が求められたほか、具体的な軽減策等について質疑が行われた。

文部科学省からは、①小学校及び中学校が一つの学校になることに伴って効率的な業務の遂行が可能となる面もあること、②学級編制及び教職員定数の標準については、前期課程は現行の小学校と、後期課程は現行の中学校とそれぞれ同等に算定し、校長が1名になる分、総括担当の副校長が1名増員されるため教職員の総数は変わらないこと、③小学校の専科指導等について現行の小中学校と同様の加配を行うこと、④退職された先生方や地域の方々などのサポートスタッフの配置等を進めていくこと等の説明がなされた²⁸。

しかしながら、統廃合を伴う義務教育学校の設置の際には、結果として教職員定数が減る場合もあることから、減少した定数分を新たな教育システムに活用するなど²⁹、義務教育学校への円滑な移行及び運営の観点から、加配措置も含めた更なる教職員の配置拡充が求められた。

オ 教員免許状の在り方

義務教育学校における教員免許状については、小学校と中学校の免許状の併有を原則とし、当面は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導を可能としつつ、免許状の併有が促進されることとなる。

下村文部科学大臣は、免許状の併有を進めていくために、「3年以上の教職経験がある教員について、他の学校の免許状を取得する際に必要な単位数が軽減される制度を改善し、軽減措置を更に拡大していくこと」「平成27年度新規事業として、大学等を対象に認定講習に関するモデル事業を実施し、免許状の併有に必要な単位を2、3年で効率的に取得できるようパッケージ化したプログラムを開発すること」などの措置により、必要な環境整備に努めていきたいと発言している³⁰。

一方、委員からは、多忙感が増す中で両免許状の併有が強制されることへの懸念、教員免許制度全体を更新制も含めて見直す必要性等について質疑が行われた。

カ 中1ギャップ論

下村文部科学大臣は、「義務教育学校を制度化する背景の一つとして、いじめや不登校、暴力行為などが中学1年生で急増する、いわゆる中1ギャップが生じている地域や学校におきまして、こういう課題の解決には小中一貫教育が有効であるという多くの事例やデータが蓄積されてきたことが挙げられます」³¹と発言している。

しかしながら、中1ギャップについては、①印象に基づく概念であるため事実に基づく冷静な分析・評価が必要であること³²、②中学校に対する不安は決してネガティブな

²⁸ 第189回国会参議院文教科学委員会会議録第12号10～11、14～15頁（平27.6.9）等

²⁹ 第189回国会衆議院文部科学委員会会議録第11号7頁（平27.5.22）

³⁰ 第189回国会参議院文教科学委員会会議録第14号8～9頁（平27.6.16）

³¹ 第189回国会衆議院文部科学委員会会議録第11号14頁（平27.5.22）

³² 第189回国会衆議院文部科学委員会会議録第11号15～16頁（平27.5.22）等

図表2 小学校と中学校の主な差違

	小学校	中学校
目的	心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施す	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施す
修業年限	6年	3年
総授業時数	1学年：850、2学年：910、3学年945、4学年～6学年：980（1単位45分）	全学年：1015（1単位50分）
授業形態	学級担任制	教科担任制
指導方法	丁寧なきめ細かく指導、比較的活動型の学習が多い	小学校に比べてスピードが速い、講義形式の学習が多い
評価方法	単元テスト中心、関心・意欲・態度が重視される傾向	定期考査中心、知識・技能が重視される傾向
生徒指導の手法の違い	中学校では思春期を迎える生徒を指導することもあり、小学校と比較して規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向	
部活動の有無	中学校から部活動が始まり、放課後のみならず休日の活動を行う機会も増えるなど、子供の生活が劇的に変化する	

(出所) 中央教育審議会「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」（平26.12.22）等より筆者作成

(注) 同種の比較表については、戸田浩史「平成の学制改革の行方—小中一貫教育の制度化を中心として—」『立法と調査』No.360（2015.1）75頁も参照のこと。

ものではなく、子供の成長を促す機能を果たしていること³³、③不登校やいじめなどの問題行動が中1で急増しているように見えるのは、小5、小6の「上級学年、最上級学年になる自覚化、成長効果」により少なく抑えられているからであり、中1はむしろ小4から中3までの増加傾向線を下回っていること³⁴などの反論が参考人等から示された。

特に、学年区切りについては、④思春期における社会的発達の観点からは、小学校高学年が「全校的なリーダーシップに挑戦し、行事や生活づくりの責任を負い、自治の経験を経ることは重要な意味を持って」おり、主体的に自らの価値観に基づき判断し、自己の世界を確立していくことが重要であること³⁵、また、⑤「義務教育学校の法制化は、施設一体型小中一貫校の増加を促進すると予想されるが、特に都市部の大規模校で小5、小6の子供たちの萎縮、疎外やいじめ、不登校の増加を招く危険性がある」³⁶ことなどが指摘された。

学校文化が異なる小学校段階から中学校段階への進級に当たっては（図表2参照）、円滑な移行に向けた取組が必要であり、下村文部科学大臣からは、「小学校高学年と中学校1年生の合同行事を行ったり、小6の担任に引き続き中1を担任させたりすることや、中学校段階の教育の特徴である教科担任制や定期考査、それから制服、部活動など、小学校高学年から段階的に導入すること、あるいは、こうした取り組みを行う上で、例

³³ 第189回国会衆議院文部科学委員会議録第12号4頁（平27.5.27）

³⁴ 第189回国会参議院文教科学委員会議録第13号3頁（平27.6.11）

³⁵ 第189回国会参議院文教科学委員会議録第13号5～6頁（平27.6.11）等。小中一貫校の場合、身近に中学生がいることで有能感獲得の機会が失われることにより、「学校適応感」「精神的健康」「コンピテンス（自信など）」の複数の項目において、特に小4～小6の時期に小中一貫校が非一貫校を下回る傾向があるとの調査結果も紹介されている（第189回国会衆議院文部科学委員会議録第12号5頁（平27.5.27））。

³⁶ 第189回国会参議院文教科学委員会議録第13号3～4頁（平27.6.11）等

えば（中略）4・3・2とかあるいは5・4など、小学校の段階と中学校の段階の間に便宜的な区切りを設けて、小中の連続性を意識した指導を行うといった取り組みにより効果を上げていることが報告されております³⁷との答弁がなされた。加えて、小中一貫校においては、各学年段階の区切りの最高学年としての役割を持たせる工夫や、小学校の卒業式を行わない代わりに、10歳での2分の1成人式や14歳での立志式を実施するなど、成長の区切りを意識させ成長を促す取組が行われているとの説明もなされたが³⁸、中1ギャップの評価に関しては平行線をたどったままであった。

さらに、参考人等からは、中学校で不登校やいじめが起きるのは、中学校の競争的、管理的な性格が問題であり、指導方法も含めた中学校教育の在り方を見直すことが必要であるとの問題提起もなされている³⁹。

小中の円滑な接続のための取組等の実施に当たっては、中学校文化の小学校への前倒しが中1ギャップの前倒しにつながることはないよう、慎重に対応すべきである⁴⁰。

キ その他

このほか、義務教育学校の創設に関し、学制改革における義務教育学校の位置付け、小中一貫校と非一貫校を同一条件で比較した上でその教育的メリット・デメリットを検証する必要性、コミュニティ・スクール⁴¹との一体的推進の必要性、中学校段階で転出する者が多い都市部の小中一貫校における教育効果、大規模な施設一体型校舎における安全確保及び義務教育学校設置基準策定の要請、特別支援教育における小中一貫教育の有効性等についても質疑が行われた。

（2）高等学校等の専攻科修了者の大学への編入学

高等学校等の専攻科から大学への編入学を認めるに当たっては、専攻科の教育について、その質が大学で単位として認定できるような教育水準であることが必要であり、これを担保する仕組みが問われる。文部科学省は、大学へ編入学できる専攻科について、教員資格や修業年限2年以上等の基準を設けるとともに、高等教育関係者等も加わった学校関係者による評価の実施と公表を義務付けることを予定している⁴²。

審議において、委員からは大学が多様な人材を受け入れていく必要性が指摘されたが、下村文部科学大臣からは、大学がより多様な人材を受け入れることは、「学生にとって選択の幅が広がるだけでなく、大学にとっても、学生の多様化が進み、教育研究活動の活性化につながる」⁴³として、法改正のメリットが学生のみならず大学にも及ぶとの見解が示された。

³⁷ 第189回国会衆議院文部科学委員会議録第13号2頁（平27.5.29）等

³⁸ 第189回国会参議院文教科学委員会議録第12号3～4頁（平27.6.9）等

³⁹ 第189回国会参議院文教科学委員会議録第13号6、10頁（平27.6.11）等

⁴⁰ 第189回国会衆議院文部科学委員会議録第12号4頁（平27.5.27）

⁴¹ コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動等について意見を述べるといった取組が行われている。

⁴² 第189回国会参議院文教科学委員会議録第12号17～18頁（平27.6.9）

⁴³ 第189回国会衆議院文部科学委員会議録第11号5頁（平27.5.22）

さらに、大学における教養課程の重要性を踏まえた対応についても質疑がなされたが、文部科学省としては、大学に対して、「高等学校専攻科から編入学した学生のそれぞれの実態に応じて、教養教育の面なども含め必要な教育プログラムをきめ細かく提供するなど、編入学者が大学教育に円滑に移行し、主体的な学びを実現でき、また、多方面の教養教育がしっかりと受けられるような、そういう配慮ができるように促して参りたい」⁴⁴としている。

4. おわりに

学校教育法等の一部を改正する法律は平成 27 年 6 月 24 日に公布され、同日より、翌 28 年 4 月 1 日の義務教育学校設置に向け、学校設置条例制定等の準備行為を行うことが可能となった。

言うまでもないことであるが、義務教育とは、小中学校の 9 年間で児童生徒が一定の資質、能力を身に付けることができるよう、その成長、学びを保障するものである。したがって、義務教育学校に限らず、既存の小学校及び中学校であったとしても、両者が協力し、一体となって義務教育に関わることは当然である。

なお、文部科学省によれば、小中一貫教育の制度化に当たっては、現行制度下で取り組まれている小中一貫教育の形態が多様であること等に鑑み、新たな学校種として義務教育学校を創設するのみならず、既存の小中学校のまま、義務教育学校に準じた形で一貫教育を行う形態を省令等に位置付ける予定である⁴⁵。

その結果、義務教育段階において、地域の実情に応じた様々なタイプの学校が存在することとなるが、学校が地域コミュニティの核でもあることを踏まえ、特に、義務教育学校の設置等に当たっては、首長のトップダウンや教育委員会の一方的な計画によるのではなく、保護者や地域住民の参画を求め、十分な理解と協力を得ることが必要である⁴⁶。

義務教育学校が、9 年間「地域の学校」として子供の育ちをしっかり支え、義務教育全体の質的改善の契機となるよう、法案審議で明らかになった義務教育段階における様々な課題が克服されていくことが望まれる。

最後に、参議院文教科学委員会における附帯決議を掲載するので参照されたい（次頁参照）。

(こばやし みつえ)

⁴⁴ 第 189 回国会衆議院文部科学委員会議録第 13 号 4 頁（平 27. 5. 29）

⁴⁵ 第 189 回国会衆議院文部科学委員会議録第 13 号 9～10 頁（平 27. 5. 29）

⁴⁶ 第 189 回国会衆議院文部科学委員会議録第 11 号 19 頁（平 27. 5. 22）

【参考資料】

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成 27 年 6 月 16 日
参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1、義務教育学校の設置に当たっては、我が国の教育の基本原則である機会均等を確保するとともに、既存の小学校及び中学校との間の序列化・エリート校化・複線化等により児童生徒の学びに格差が生じることのないよう、万全を期すること。
- 2、小学校及び中学校は児童生徒の学びの場であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することを踏まえ、市町村教育委員会は、義務教育学校の設置に当たっては、安易に学校統廃合を行わないよう、特に留意すること。また、検討段階から保護者や地域住民等に対し丁寧な説明を行い、その意見を適切に反映し、幅広く理解と協力を得て合意形成に努めること。
- 3、義務教育学校等における 9 年間の学びを地域全体で支えることの重要性に鑑み、保護者や地域住民の理解と参画を得るため、学校運営協議会等、組織的・継続的な学校支援体制の整備及び活用に努めること。
- 4、児童生徒の人間関係の固定化や転出入への対応など小中一貫教育実施上の課題の解消に向け、政府は、各地域における取組事例を収集・分析・検証した上で、積極的な情報提供を行うとともに、課題解決のための指針の作成に努めること。また、市町村教育委員会は、自らの方針や各学校の取組について保護者や地域住民等に対し丁寧な説明を行い、幅広く理解を得るよう努めること。
- 5、義務教育学校の設置等に当たっては、政府は、異なる学校段階間の接続を円滑にマネジメントする体制の整備や乗り入れ授業等への対応のための十分な教職員体制の整備を図り、教職員の更なる過重負担を招かないよう努めるとともに、小学校及び中学校が統合される場合においては、義務教育学校への円滑な移行が図られるよう、十分な教職員定数の確保に努めること。
- 6、義務教育学校に係る教員免許状について、都道府県教育委員会は、他校種免許状の取得のための免許法認定講習の積極的な開講等、小学校及び中学校教員免許状の併有のための条件整備に努めること。また、政府は、併有する際の負担が過大なものとならないよう、必要な環境整備を積極的に行うとともに、教員免許制度の在り方について引き続き検討を行うこと。
- 7、高等学校等の専攻科から大学への編入学を実施するに当たっては、政府は、大学の自主性を尊重しつつ、大学における学びの質が担保されるよう指針を示すなど、編入学者が大学教育に円滑に移行し、主体的な学びを実現するための取組を積極的に支援すること。

右決議する。

(注) 衆議院文部科学委員会においても、平成 27 年 5 月 29 日、本法律案に対する附帯決議が付されている。